

# News Letter

第6号

 株式会社技術トランスファーサービス  
秋山国際特許商標事務所

[2019年11月1日発行]

## 当事業体の行動規範「我が信条」について

当事業体には我が信条（行動規範）として4つの約束があります。当事業体に勤務する者はこの4つの約束を共有することが求められます（採用条件となっています）。今回は一部（第1と第2の約束）について、ご紹介したいと思います。



4つの約束の内容は、第1の責任は顧客、第2の責任は全社

員、第3の責任は社会、第4の責任は会社の株主というものです。それぞれの責任には、より具体的な内容が規定されています。例えば、第1の責任である顧客に対するものでは、「我々は、顧客のニーズを正確に把握し、顧客の立場に立って考えなければならない。我々の行う全ての活動は、質的に高い水準で、迅速且つ的確に行わなければならない。我々は、常に技術情報、知財に関する理論を確認しなければならない。我々は、経験・技術情報・知財理論に基づいた判断をしなければならない。我々は、日常から努力を惜しまないようにしなければならない。我々は、常に困難に挑戦するように心がけ、行動しなければならない。」といった具合です。

因みに第2の責任である全社員に対するものでは、「社員は、一人一人個人として尊重されなければならない。社員は、安心して仕事に従事できなければならない。社員の待遇は、公正かつ適切で、働く環境は清潔、整理整頓、安全でなければならない。能力ある者には、雇用、能力開発、昇進の機会が平等に与えられなければならない。社員の提案・苦情が自由にできる環境でなければならない。我々は、有能な管理者を任命しなければならない。これらは、公正かつ道義にかなったものでなければならない。」というものです。

特許庁の2019年6月21日発表の知的財産推進計画2019（案）は、従来の知財戦略に対して、技術だけでイノベーションを起こせない、経営と知財の結びつきの不足、「使う」より「守る」意識ではオーブンイノベーションが萎縮する、との問題意識のなかで、外部環境が変化していることを前提に、供給主導から需要主導へ、モノからコト消費へと比重が移行、共感やシェアリングの重視、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）に対する認識向上等から2030年頃を見据えた知財戦略を謳っています。

そこでは、「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す + 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する + 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る「価値デザイン社会の実現」（経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに發揮しながら、「日本の特徴」をもうまく活用し、様々な新しい価値を作り出していく）としています。

また内閣府知的財産戦略推進事務局は2018年に「経営デザインシート」を公表しています。そこでは、環境変化に耐え抜くためには長期ビジョンが重要とし、環境変化を見据え、自社や事業の「これまで」の理解に基づき「これから」を構想するためのフレームワークとして、シートが1枚で完結するように、環境変化に耐え抜き持続的成長をするために、自社や事業の(A)存在意義を意識した上で、(B)「これまで」を把握し、(C)長期的な視点で「これから」の在りたい姿を構想し、(D)それに向けて今から何をすべきか戦略を策定することを提案しています。

（次頁に続く）

当事業体（株式会社技術トランスファーサービス、秋山国際特許商標事務所）は、「IP ソリューションニスト」、「IP データサイエンティスト」「IP サイエンティスト」「IP ドリブンアドバイザー」（登録商標第 5673900 号、登録商標第 5673901 号、登録商標第 5735828 号、登録商標第 5735829 号、登録商標第 5745410 号）、を育成し、知財に関する戦略の策定から具体的な処理を行える「IP ソリューション事業体」を目指しております。

各部門（セクション）のスタッフは、ポジションに応じたカリキュラムに則った社内研修を履修することを求められております。これは当事業体の 4 つの約束のうち「第 2 の責任」としての全社員に対する能力向上と、知財を通して能力向上及び自己実現を実現する試みです。この「第 2 の責任」を達成することで、「第 1 の責任」である顧客目線で顧客に役立つ組織となることに寄与することになります。

当事業体の第 3 の責任、第 4 の責任は、次の機会に説明したいと思います。

弁理士 秋山 敦

## 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話（区分 7：自然资源分野）

今回は区分 7 「自然资源」の検索者が区分紹介を致します。

皆さん自然资源というとどのような技術をイメージしますか？区分 7 では農業や水産業、建設業等様々な分野を取り扱っており、農業機械やトンネル掘削技術、植物栽培方法や動物飼育方法等、多岐にわたっています。

今回はその中でも建設機械についてお話ししたいと思います。建設機械の出願には、排気ガス処理やエンジンなど車両の一般的な技術もありますが、土木作業特有（ショベルカーの掘削部分など）の出願も多くみられます。

工事現場の近辺を歩いていると、建設機械を目にすることがあるかと思いますが、その最先端の技術を間近に見る機会は少ないかと思います。

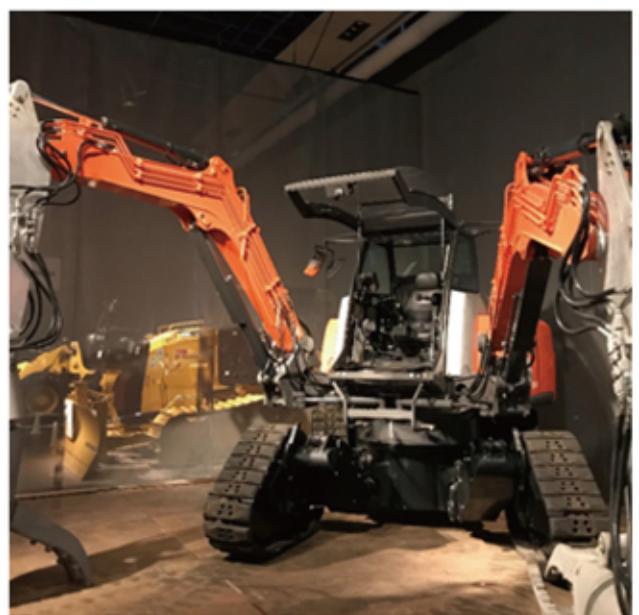
そんな中、2019 年春頃に日本科学未来館で、「工事中！」という企画展が開催されました。最新のブルドーザなどの実機や、大型クレーンの運転席や解体現場で活躍する油圧ショベルのパーツなど、迫力ある重機を間近に観察することができる展示会です。

この企画展では最新型の双腕重機や、2020 年東京オリンピックに向けて急ピッチで建設が進められている「新国立競技場」の建設の様子も映像や写真で紹介されていました。初めて見る建設機械が多く、最先端の技術を、実機を通して感じができるいい機会だったと思います。

またミニ油圧ショベル等の実機に乗車ができるコーナーもありました。普段、先行技術調査をしていると、油圧ショベルを図面で見ることも多いのですが、実際の

建設機械に乗ってみるとと思っていたより運転席は高く、子供はもちろん大人でもワクワクするような気分になりました。

先行技術調査の仕事をしていると、どうしても文章や図面だけでその技術を理解しなくてはならないことも多く、実機の感覚がつかめないこともありますが、このように実機を間近に見る機会があると、今後の先行技術調査でもその技術を具体的にイメージして検索することができると思います。このような企画展や、普段なかなかお目にかかることができない技術に触れられる機会があれば、どんどん参加していきたいなと思います。



展示されていた最新の双腕重機：  
四脚クローラ方式双腕型コンセプトマシン【日立建機】

# 戦略的な特許権の取得を目指して～早期審査・スーパー早期審査～

現在、日本特許庁の審査では、審査請求を行ってからファーストアクションまでの期間は約10月弱です。つまり、出願と同時に審査請求をしたとしても、約10月は特許庁の審査結果を得ることができません。

出願の重要度が非常に高い場合や、新製品の販売開始前に権利化を行いたい場合などには、早期に審査結果を知りたいことや、早期に権利化を図りたいことがあるかと思います。そのような場合に利用できるのが『早期審査・スーパー早期審査』です。

『早期審査・スーパー早期審査』を利用すると、審査請求からファーストアクションまでの待ち期間を短縮し（早期審査：平均2・3月、スーパー早期審査：平均0・7月）、早期に審査結果を知ることができます。

## ＜早期審査を活用した権利獲得戦略の提案＞

<b>1. 出願</b> 特許庁に出願を行います。
<b>2. 特定登録調査機関の利用</b> 特許庁に出願をした後であれば、特定登録調査機関を利用することができます。各特定登録調査機関を利用すると、特許庁の審査官から先行技術調査手法の指導を受けた有資格者であるサーチャーによる調査報告書を受け取ることができます。 特定登録調査機関として登録され、活動をしている機関は3機関（IPCC、パソナグループ、技術トランスファーサービス）です。
<b>3. 特定登録調査機関の調査報告書の検討</b> 特定登録調査機関の調査報告書に記載されている、先行技術文献の内容及び、本願との対比説明の内容を検討します。
<b>4. 対応策の検討</b> 調査報告書の検討の結果に基づいて、対応策を検討します。補正が必要であるか否かの検討以外にも、内容を追加した新出願をするべきか、公開前に出願を取り下げるべきかなど幅広い検討を行うことが可能です。
<b>5. 早期審査請求（調査報告書を添付）</b> 対応策を検討した上で、早期審査請求を行います。早期審査事情説明書の先行技術の開示や対比説明を、特定登録調査機関の調査報告書により代替することができます。
<b>6. 中間対応</b> 平均2.3月で審査官からファーストアクションがあります。 審査請求の際に適切な自発補正をして、先行技術との差異が明確になっており、新規性・進歩性が認められた場合、そのままの内容で特許査定となり、中間対応が必要ない場合も想定されます。
<b>7. 特許査定</b> 調査報告書に基づいた対応策の検討を行った上で審査請求を行っていると共に、審査官は特定登録調査機関の調査報告書を参考にするため、素早い権利化に繋がる可能性があります。
<b>8. PPHを利用して、海外出願</b> 特許査定になった場合には、PPH（特許審査ハイウェイ：Patent Prosecution Highway）を利用することにより、外国特許庁において簡易な手続で早期審査が受けられます。

早期審査を有効的に活用した権利獲得戦略について、特定登録調査機関を利用したケースを参考例として紹介させて頂きます（※なお、本例は、あくまでも参考であり、本例に従って手続きを行った場合に権利化を保証するものではありません）。

早期審査請求を行うに際し、「2. 特定登録調査機関の利用」を行った場合には、「3. 特定登録調査機関の調査報告書の検討」において、調査報告書の先行技術文献及び対比説明に基づいた出願内容の検討が可能であるため、  
・「4. 対応策の検討」における検討がより充実したものとなり、  
・「5. 早期審査請求」に必要となる早期審査事情説明書の先行技術の開示や対比説明を、特定登録調査機関の調査報告により代替することができます。

・また、「3. 特定登録調査機関の調査報告書の検討」で新規性・進歩性を否定する先行技術文献が抽出された場合には、「5. 早期審査請求」を行う前の、「4. 対応策の検討」の段階で、内容を補充した新出願や、出願の取下げ、等の対応を取ることも可能となります。

このような権利獲得戦略を実行した場合には、通常の出願よりも多くの手間や費用が発生します。しかし、非常に重要な出願の場合には、このような戦略を検討する価値があるといえるのではないでしょうか。

さらに、外国出願を行う場合には大きなコストが必要ですが、事前に日本国特許庁における審査を受けて、権利化の可能性を検討することで、不必要的海外出願コストの削減が可能となります。

重要な出願の権利化や、早期の権利化について、ご相談等ございましたらお気軽にお問い合わせ頂ければ幸いで

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランスファーサービス 03-5574-7051 まで、  
出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 03-5574-7055 までお願い致します。

# IPデータ集No.11のご紹介

令和元年11月15日付でIPデータ集No.11を発行いたします。

知的財産(IP=intellectual property)に関し、お客様をはじめ関係各位の知財活動に少しでもお役に立てれば、との思いで年1~2回、特許等の知的財産に関する情報を凝縮しお届けしてきたIPデータ集も、はやNo.11となりました。

当初はページ数も少なく内容も主に図表中心でしたが、徐々にコンテンツを強化、知財に関わる様々なデータに加え私共なりの視点での分析を盛り込んで参りました。毎年お読みいただいている方もいらっしゃるかと思います。誠にありがとうございます。

ここではIPデータ集No.11の全体概要とポイントについてご紹介いたします。

IPデータ集No.11は以下の通り大きく3部構成となっています。

## ◆第1部

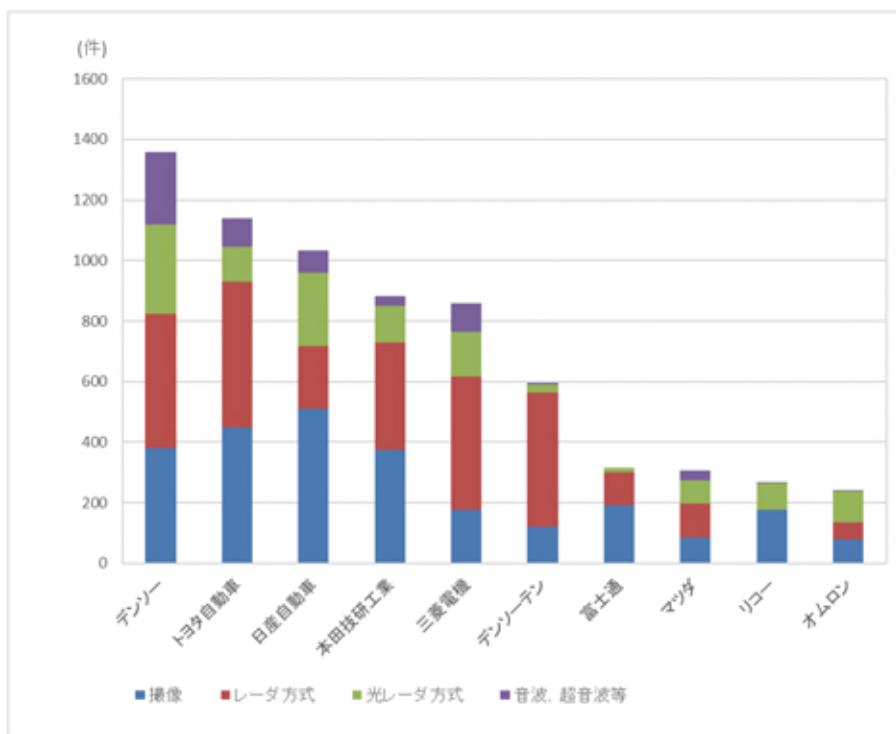
知財全体に関するデータの図表を潤沢に掲載しています。日本と世界の特許等出願件数、知財による収支を表す指標等々を、主に時系列軸で様々な図解、掲載しています。科学技術立国の堅持が叫ばれる中、日本と世界の動向が気掛かりな方も多いのではないでしょうか。是非ファクトデータをご確認ください。また、知財とは切っても切れない経済指標につきましても、第1部にて主だったデータをまとめております。

## ◆第2部

知財領域における重要なトピックについて、データを纏めると共に分析を行いました。

一つ目が米国と中国の動向トピックについて。米国では引き続き特許訴訟が多発していますが、中でも有名なインテレクチュアル・ベンチャーズ社の訴訟傾向について、また中国については技術開発が目覚ましいAI分野の特許出願に関して、それぞれの領域で多くの経験を持つ弊社メンバーが分析を行っております。

二つ目のトピックは、技術面、利用環境、そして業界再編の面でも大きな変革期と言われる自動車業界を取り上げました。C・A・S・Eの4つの論点、すなわちコネクテッド(Connected:ネット常時接続)、自動運転(Autonomous)、シェアリングサービス(Shared & Services:カーシェアリングやライドシェアリング)、電動化(Electric)の特許出願について、自動車大手三社の分析を行っております。



出願人別のセンサ毎の特許出願件数の割合（特許出願件数の上位10社）

Rates of Number of Patent Applications for Each Sensor by the Top 10 Applicants

## ◆第3部

特許の価値を評価するには、パテントスコアや免除ロイヤリティ法といった指標、方法があります。

パテントスコアは特許に対する注目度を表す指標です。具体的には、出願人が早期審査請求など権利化への意欲を示しているか、審査官が他の特許の拒絶理由通知に引用するなど先行技術として認識しているか、競合他者からの異議申し立てなどがあるか等々、特許への注目度を反映すると思われる評価項目を使用しスコア化したものです。

免除ロイヤリティとは、「もし自分がその特許権を保有していなかったら特許権者である他者に（ロイヤルティを）支払っていたであろうが、実際は保有しているので他者への支払いを免れたことになるロイヤルティ」であり、さらに免除ロイヤリティ法とは、その免除される将来のロイヤリティを現在価値に割引く手法となります。

第3部ではこれらの方法を使い、第2部に続き自動車業界の自動車大手三社の分析を行いました。

また、今年度より、弊社技術トランスファーサービスのホームページにも本IPデータ集を掲載いたします。皆様の知財活動等に、お役立て頂けましたら幸いです。



## 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話（区分18：熱機器）

我が家にはペットのフェレットがいます。暑さに弱い動物なので、夏の間は留守中も24時間、エアコンをつけっぱなしです。数年前に、外出先からも温度チェックやエアコンの温度制御ができる「スマートリモコン」を購入しました。家にWi-Fi環境があり、スマートフォンを持っていれば、数千円の費用で、赤外線リモコンで操作できる機器であれば何でも外出先から制御でき、「温度が○度以上になったら冷房オン」などの条件設定もできるようになります。

今ではこんなに便利になりましたが、約15年前、初めてのフェレットを家に迎えた時には苦労しました。フェレットの飼育本を読んでいると、留守中に停電でエアコンが切れて熱中症になってしまった例が載っていました。エアコンは一度停電すると、電気が復旧しても自動で電源がオンにはならないのが一般的です。短時間の停電でも、その後手動で電源を入れなければエアコンはオンにならないので、留守中に外出先から電源を入れる方法を探し回りました。

特許文献では、私が見たことがある範囲では1970年代から、電話回線を使ってエアコンを遠隔制御するというアイディアが出ています。インターネットを使ったエアコン遠隔制御の出願も、インターネット黎明期の1990年代から出ています。ペットの留守番対策というよりは、帰宅前に部屋を快適にしておきたいとか、外出

時に消し忘れたら外からでもオフにできて省エネになるという目的のものが多いです。

しかし、特許文献では当たり前のように出てきても、実際の製品となるとまた別問題です。15年前に調べたときには、NTTドコモのi-modeや、携帯電話、パソコンのEメール機能を使って遠隔制御するエアコン製品は数社から出ていましたが、エアコン自体を高価な対応機種に買い替える必要がある上に、別売りのコントローラを買う必要もありました。

予算に限りがある我が家では、USBでパソコンに接続できる温度センサーと赤外線LEDを購入し、バッテリー駆動できるノートパソコンに接続し、温度が上がったら赤外線LEDからエアコンオン信号を出し続けるプログラムを自作して対応しました。

数年前、自作システムから「スマートリモコン」に移行したときには、その便利さ、手軽さに驚きましたが、それからも技術はどんどん進歩しています。人の体温や動きを検出してエアコンを制御する製品や、顔認証で人を識別して好みの温度に設定してくれる製品も既に出ています。ペット用についても、遠隔制御は過渡的な形態で、将来的には、人が何かを設定したり操作したりする必要もなく、ペットの体温や動きから、自動で快適な温度に制御してくれるのではないかと、勝手に夢想しています。

# 香港の特許調査について

最近、香港のデモに関する報道をよく見かけます。一国二制度という珍しい体制下にある香港では、特許制度も独自です。中国本土の制度とは異なる独自の制度に基づいて、香港独自の特許権が存在します。そこで、香港での侵害予防のための特許調査についてまとめてみました。

## (1) 香港特許調査の慣用手段

香港の特許を調査する慣用手段は、商用データベース（以下、「商用 DB」）です。弊社でも、香港特許を検索できる商用 DB を複数使用しております。しかしながら、商用 DB によって香港特許データの収録状況はまちまちで、データの収録率が 100% であるとも限りません。

一般に「完璧な」特許調査を行うことは難しいと言われますが、侵害予防調査では、事業の障害となりうる特許ができるだけ早い段階で漏れなく確実に把握できるように努めたいものです。そこで、上記慣用手段に加えて弊社でできることをまとめてみました。

## (2) 香港特許制度

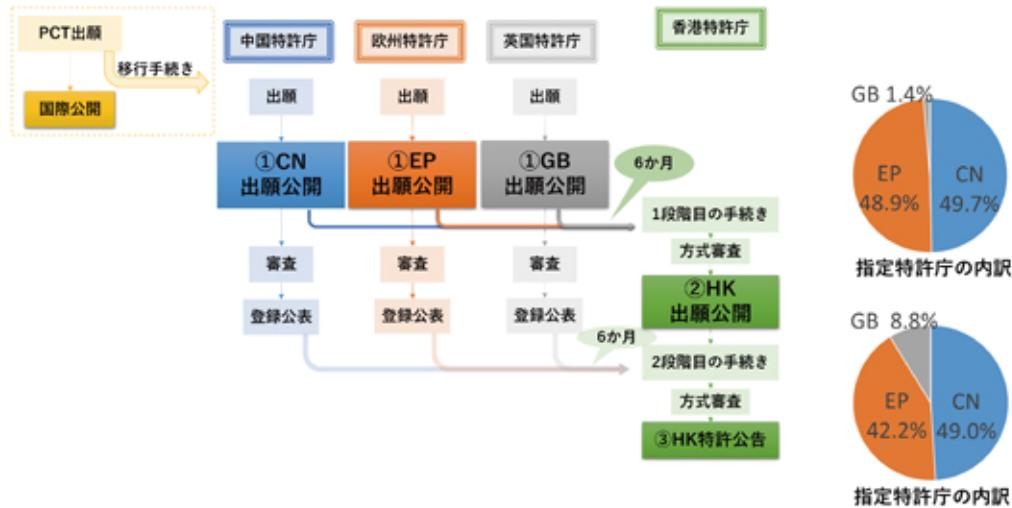
香港特許法では、日本の特許に相当する標準特許と、実用新案に相当する短期特許とが定められています。短期特許は、香港特許登録局（Hong Kong Patents Registry）に直接、出願することができますが、標準特許は直接出願ができません。香港で標準特許を取得するには、まず初めに、3 つの指定特許庁（中国特許庁、英国特許庁、および欧州特許庁（英国指定））のいずれか 1 つに特許出願（以下、「指定特許出願」という。）を行わなければなりません（図参照）。指定特許出願には、指定特許庁に移行された PCT 出願も含まれます。その後、香港特許登録局に対して 2 段階の手続きを行う必要があります。ちなみに、3 つの指定特許庁の内訳は下記に図示した通りです。中国特許庁、欧州特許庁（英国指定）に基づくものが多いですが、英国特許庁も無視できません。

## (3) 香港特許調査 + α

図の通り、香港で標準特許が取得される場合には、①初めに 3 つの指定特許庁いずれかで指定特許出願が公開され、②次に、指定特許出願が香港知的財産公報において公開され、指定特許出願が登録された場合には③香港知的財産公報において公告されるわけです。

慣用手段である商用 DB では、香港特許データとして②と③の公報を検索することができ、これらの公報を確認することで、香港での侵害予防調査を完了することができます。

さらに上記慣用手段に加えて、①の公報も商用 DB で検索できます。理屈上では、過去 6 か月以内の中国、欧州（英国指定）、英国特許公開公報を調査することにより、将来、香港の指定特許出願となる可能性のある公報を早い段階で確認することができると言えます。なお、①の公報に先んじて PCT 出願が国際公開されている場合もあります。移行前の国際公開公報を確認することもまた、特に重要な商材の侵害予防調査においては、有効であるかもしれません。



<香港特許取得までの流れ>

## ■プロフィール

名前：土屋 久美（ツチヤ クミ）

入社：1995年

## ■担当業務

現在は管理部、登録調査機関部門全体の管理業務等。管理部では ISMS の運用管理、安全衛生、人事、採用、研修、福利厚生、調達、事業部門支援、その他ニュースレター、IP データ集など諸々の管理、総務的な内容全般を担当しております。

## ■入社当時のあれこれ

入社から今日まで様々な内容を幅広く担当してきましたが、特許事務として入社したのがはじまりです。今年で特許庁の登録調査機関制度は15周年を迎えたが、当社がこの登録調査機関として 2006 年に登録されてからのことはご存知の方も多いと思います。来年、技術トランスマーケティングサービスは 40 年目を迎えることになりますが、2006 年より前に自身が携わったことについて、備忘のためにもここで少しご紹介しておきたいと思います。

今では誰でも無料で簡単に入手することのできる特許公報ですが、入社した当時は、公報番号をもとに専門業者から紙で購入するか、特許庁の閲覧室で印刷したもの 1 枚あたり数十円で購入して入手することが普通でした。1993 年からは「CD-ROM 公報」の発行が開始されたことにより、比較的容易に公報データを入手することができるようになっていました（※）。とはいえ、当初は 1 枚あたり数万円という価格で、付属の閲覧ソフトも簡易的な機能しかなく、CD-ROM 1 枚ごとにしか検索ができないという点も調査には不十分なものでした。

そのため、調査に向いた検索用ソフトとして当社独自で開発したものが「ATECT（アテクト）」でした。入社時点では既に開発されていましたが、このソフトのバージョンアップに携わったり、システムの導入支援のために全国各地に出張することもありました。

また、このソフトの機能を利用することによって、複数枚の CD-ROM に収録されているデータを編集して販売したり、独自に編集したデータを活用して「ATECT 解析 BOOK シリーズ」という出版物を発行していました。解析ブックの内容は、特定企業の特許戦略の解析や特定技術の解析、異議申立解析など様々でした。

1997 年には「パテントマップくん」という、CD-ROM 公報のデータや商用検索システムからの出力データを用いて、容易にパテントマップを作成することのできるソフトを開発販売しましたが、この時期、ソフトの宣伝も兼ねて特許・情報フェアに出展していました（1993 年、1996 年）。社員数も少なかったため、フェアが行われる数日間は全員総出で交替してブースに詰めて対応していました。

また当時は「ATECT ニュース」というニュースレターを発行していました。印刷や封筒詰めも自社で行うのですが、これも社員総出で行っていました。その頃はオフィスもまだ小さく、毎日午後 3 時にお茶の時間があるような、とてもアットホームな時代だったと記憶しています。

（※）特許公報については、その後 1999 年に特許電子図書館サービス（IPDL、2015 年より現 J-PlatPat に移行）が開始されたことにより、誰でも無料で簡単に入手できるようになりました。

## ■最近のトピックス

さて、時は戻って 2019 年現在。直近で携わった出来事として、オフィスの拡張工事があります。

東京オフィスでは、これまでの 33 階に加えて同じビル内に増床することになり、9 月から応接室と会議室、一部の部門を 31 階に移動しました。新しいフロアはセキュリティに配慮しつつも、オープンで開放感のあるスペースを基本としており、会議室の壁面にガラスを採用、上下昇降デスクも試験的に導入しました。また、オフィス内緑化の試みとして、全体的に多くのグリーンを配置する予定です。

個人的には、実家の庭木の剪定や、生け花を習うなど、日常的に草木に親しんではいますが、観葉植物はあまり扱ったことがありません。もしグリーンのお手入れが得意！という方がいましたら、ぜひアドバイスをいただきたいと思いますので、お知らせいただけたと幸いです。

文中に登場した解析ブックや ATECT ニュースは、今では形を変えて IP データ集や本ニュースレターとして再スタートしております。これも優秀な仲間に恵まれ、周囲の支えがあったおかげと感謝しております。

これからもどうぞよろしくお願ひします。

## オフィスを拡張しました



当事業体では、2019年9月に東京オフィスの拡張工事が完成する運びとなりましたのでここにお知らせいたします。

従来通り主だった執務機能はアーク森ビルの33階に残したまま、同じビルの31階に新しく応接室と会議室のある執務室を設けました。一新した応接室では、今までよりも多くの人数で打合せが可能な広さになり、情報共有がより早く出来るようディスプレイパネルを2面取り付けております。さらに、壁面をガラス張りにした応接室では開放感を感じることが出来ます。



今までのオフィスフロアと反対側に増床しましたので、窓からの景観も33階とは違った景観を感じられるようになっております。33階からは新宿のドコモタワー、オリンピックに向けて改築中の国立競技場を見ることが出来ますが、31階では、東京タワーや、その奥にレインボーブリッジ、お台場を眺めることができます。左手側には新しくなったオークラホテルや虎ノ門のビル群が林立しています。

また、社員にとっても快適に執務に臨めるように、オフィス内緑化やミーティングスペースとして活用できるようにフロアの充実に努めておりまますので、打合せなどにお越しの際は、あわせてご覧いただければと思います。

改めまして、日頃のご愛顧に御礼を申し上げるとともに、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



### 編集後記

ニュースレター第6号いかがでしたでしょうか。事業体の行動規範や歴史、知識に関する様々なニュースなど、今回も盛りだくさんでお届けしました。執筆や編集に協力頂いた皆様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

来年の3月で事業体は40期を迎えます。それに伴って、最近は秋山代表から色々な写真を見せて頂く機会があります。その中から、今回はぴったりのタイミングのこちらを一枚、ご紹介いたします。日本で開催されているラグビーW杯、非常に盛り上がっていますね。日本も全勝で決勝トーナメント進出が決まり、目標していたベスト8に到達しました。左の秋山代表の写真は、2015年に旅先のロンドンでW杯が開催されていた時に次期開催国の日本のパビリオンで撮影したものだそうです。見事なタッチダウンですね。決勝トーナメントでも、日本の代表選手たちの躍動する姿を楽しみに、応援しようと思っています。

編集委員一同

## 会社・事務所情報



株式会社技術トランസ്ഫাｰサービス

秋山国際特許商標事務所

□東京 〒107-6033 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル31階・33階 私書箱575号

□大阪 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 11階

株式会社技術トランസ്ഫাｰサービス：TEL 03-5574-7051（代表）

秋山国際特許商標事務所：TEL 03-5574-7055（代表）

URL <https://www.tectra.jp/>

